

船舶インシデント調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和4年8月6日 07時15分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市真謝漁港北北西方沖 平良港荷川取沖防波堤灯台から真方位057° 2.7海里付近 （概位 北緯24° 50.6′ 東経125° 19.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{かづ} 和丸は、航行中、プロペラが回転しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 和丸、5トン未満（長さ3.64m）
船舶番号、船舶所有者等	296-16210 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 低潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、遊覧の目的で航行中、速力が低下したため、船長が、船外機を一旦中立運転とし、クラッチを前後進に入れてみたが、プロペラが回転せず、運航不能となった。</p> <p>本船は、同乗者が、海上保安庁に救助要請し、来援した付近の漁業協同組合の漁船により真謝漁港にえい航された。</p> <p>機関修理業者は、船外機を点検した結果、‘プロペラ軸とプロペラの間’に圧入されているゴム製のブッシュ（以下「本件ブッシュ」という。）が経年使用で摩耗してプロペラ軸との間隙が生じ、同軸が本件ブッシュ内で滑っていることを認めたため、プロペラの新替えを行った。</p> <p>船長は、船外機を約30年間使用しており、その間、本件ブッシュの点検や交換を行ったことがなかった。</p>
分析	本船は、遊覧の目的で航行中、経年使用されていた本件ブッシュの摩耗が進行してプロペラ軸との間隙が生じたことから、同軸が本件ブッシュ内で滑ってプロペラが回転しなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、遊覧の目的で航行中、経年使用されていた本件ブッシュの摩耗が進行してプロペラ軸との間隙が生じたため、同軸が本件ブッシュ内で滑ってプロペラが回転しなくなったことにより発生したものと推定される。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・定期的にプロペラ軸及びゴム製ブッシュの交換を行うこと。
--------------	---